

塩尻市防災行政無線の運用について

⚡防災行政無線とは？

- (1) 防災行政無線とは、地震・台風等の時に、いち早く正確な情報を伝える設備です。災害等により、電線が切れてしまっても稼働できるようバッテリーを内蔵し、電話のケーブルが切れてしまっても使用可能な**無線情報システム**となっております。
- (2) 市役所（親局）からの電波を、市内127箇所を設置してある「屋外拡声子局」が受信し、**サイレンやチャイム、または音声放送**により**緊急情報**を伝えます。

<再送信子局>

- ・市内に4箇所設置。
- ・親局からの電波が、地形などの条件により届かない屋外拡声子局へ中継をします。
- ・屋外拡声子局と同じ機能を持ちます。



電波

(旧小菅部保育園)



(塩尻西小学校)

<屋外拡声子局>

- ・市内に127箇所設置。
- ・支所等には、アンサーバックや無線FAXの機能が設けられています。



<戸別受信機>

- ・避難施設等の行政施設を中心に、市内の約250箇所へ設置。
- ・屋内で緊急情報を聞く事ができます。
- ・個人の設置も申請により可能。



<親局>市役所電波塔

この電波塔からデジタル電波を発信します。

⚡防災行政無線の運用方法

(1) 基本的な考え方

法律上は防災行政に関する事項以外は放送することができない事とされています。自治体によっては一般行政連絡を日常的に放送しているところもありますが、本市（檜川地区を除く）においてはそのような土壌がないため、日常的な一般行政事務に関する情報は放送しない事とし、原則として災害情報等緊急性の高い情報を放送します。

(2) 具体的な放送事項（以下の事項はあくまでも「めやす」となります。）

◆ 次のような場合に、サイレンを鳴らすと共に音声放送を実施します。

- ① 災害発生のおそれがある場合の気象情報等の注意情報
- ・ 気象庁が発する警報（大雨、洪水、暴風、大雪等）
 - ・ 気象庁と県が発する土砂災害警戒情報
 - ・ その他災害発生のおそれがある場合の注意情報



- ② 災害発生のおそれが高まった場合の避難準備情報、避難勧告、避難指示

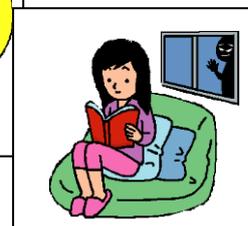
- ③ 災害又は事故（市民生活に重大な影響を及ぼすもの）が発生した際の各種情報
- ・ 災害（事故）発生情報
 - ・ 避難所、救護所情報（設置・誘導）
 - ・ ライフラインに関する情報（道路、公共交通機関、停電、断水）
 - ・ 食料、飲料水、物資等の提供情報
 - ・ その他非常時における緊急伝達事項



- ④ J-ALERT（全国瞬時警報システム）による国からの緊急情報
- ・ 地震情報
（緊急地震速報、東海地震に関する情報）
 - ・ 有事関連情報
（弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報等）



- ⑤ 市民の生命及び財産に係る緊急事項
- ・ 行方不明者捜索に関する情報
 - ・ 不審者情報
 - ・ 有害鳥獣情報
 - ・ 悪質業者、詐欺等の情報
 - ・ その他市民の生命及び財産に係る緊急事項



⑥ 定時試験放送（4月～9月は午後6時、10月～3月は午後5時）

- ・ 愛の鐘（青少年の健全育成を図る一環として、夕方に流れている音楽です。）で放送されていたメロディーを統一し、一日1回夕方に約1分程度のメロディーを放送します。

⑦ 点検及び訓練に係る放送

- ・ 機械の故障等による点検や、防災訓練等に使用する模擬放送

⑧ 緊急性を伴う行政情報



(3) 放送時間帯

- ◆ 原則として午前8時30分から午後9時までの時間帯に放送します。ただし、極めて緊急性が高く重大な事項はこの限りではありません。
- ◆ 放送を聞き取りやすくする為、隣接する子局では時間を置いて放送します。場所によっては、放送が複数回聞こえる場合がありますが、あくまでも同じ放送です。

(4) 放送方法

- ◆ 基本的には、市職員が**危機管理課操作卓及び庶務課設置の遠隔制御器**から放送します。
- ◆ 災害等緊急性を要するもので、時間的に余裕が無いものに限り、自局（屋外拡声子局単独）単位で放送する事ができます。これはあくまでも自局放送であり、市内に設置されている他の屋外拡声子局との連動はできません。放送及び操作する者は、**屋外子局の鍵を有する者に限ります（支所長及び区長）**
- ◆ 目的に応じ、屋外拡声子局を選択し放送する事ができます。選択区分としては、緊急一括（最大音量での一斉放送）、一括（通常音量での一斉放送）、グループ別（地区等をグループとして登録し、複数の子局を限定して行う放送）、個別（子局を指定して行う放送）に分けられ、放送時に選択します。
- ◆ 放送の前には必ずサイレンが流れます。聞こえた時には窓を開ける等、聞こえやすい環境を作って頂くとより聞こえやすくなります。

(5) その他

- ◆ 音声放送を聞き漏らしたり、よく聞こえなかった場合は、専用回線にて確認をする事ができます。

電話番号 0800-800-4301（通話料無料）

塩尻市防災行政無線「戸別受信機」等設置補助金

防災行政無線からの緊急情報等を迅速かつ的確に伝達する為、戸別受信機の設置を希望する世帯に対し、申請により補助金を交付します。



※放送内容は自動録音され、聞き逃した情報や、忘れてしまった以前の情報等、選択をして聞くことができます。

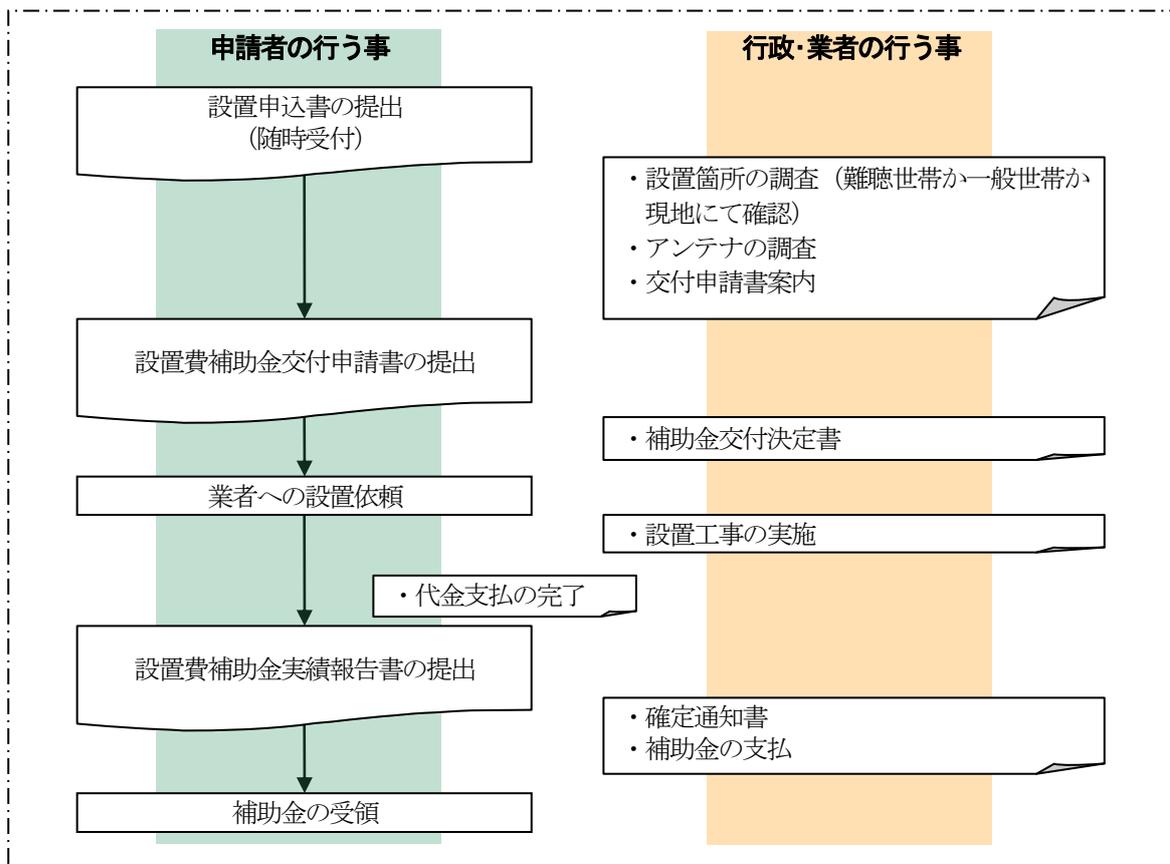
(1) 補助対象者

- ① 屋外拡声子局からの放送が聞こえない地域「重点設置区域」
- ② ①以外の世帯

(2) 補助率

| | 設置形態 | 補助率 | 補助限度額 |
|------------|-------|----------|----------|
| 重点設置区域内の住宅 | アンテナ無 | 10/10 以内 | 58,000 円 |
| | アンテナ有 | 10/10 以内 | 79,000 円 |
| 上記以外の者 | アンテナ無 | 1/2 以内 | 28,000 円 |
| | アンテナ有 | 1/2 以内 | 39,000 円 |

(3) 補助金手続



<問い合わせ先>
 塩尻市役所 総務部 危機管理課危機管理係
 電話：52-0607